

.....

◆ 第2章 スポーツを取り巻く概況

.....



1 スポーツ政策をめぐる動き

(1) スポーツ庁の設置とスポーツ基本計画

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、本章では東京 2020 大会）などの開催決定による我が国のスポーツへの機運の高まりや、スポーツによる健康寿命延伸の可能性など、スポーツを社会発展により一層活用する必要性が高まる中で、スポーツ施策を総合的に推進するため、平成 27 年 10 月 1 日に文部科学省の外局としてスポーツ庁が発足しました。

スポーツ庁は、平成 23 年制定の「スポーツ基本法」に掲げられた「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利」を実現するため、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となってスポーツ立国を実現していく重要な指針として、令和 3 年 4 月に「第 3 期スポーツ基本計画」（以下、第 3 期計画）を策定しました。今後のスポーツの在り方を見据え、令和 8 年度までの 5 年間で取り組むべき 12 の施策（多様な主体におけるスポーツ機会創出、DX 推進、健康増進、地方創生、共生社会実現、国際交流・協力など）や目標等を定めています。

第 3 期計画は、東京 2020 大会のスポーツ・レガシー^{*1}の発展に向けて、特に重点的に取り組むべき施策を示すとともに、新たな 3 つの視点である①スポーツを「つくる/はぐくむ」、②「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる、③スポーツに「誰もがアクセス」できる、を支える具体的な施策を示した計画となっています。

(2) スポーツを通じた健康増進と取組

「スポーツ基本法」の前文には、「スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠」であると規定されており、我が国の健康医療費が増加傾向にある中、運動・スポーツに取り組む効果として、健康増進、健康寿命の延伸が目されるようになってきています。

そのため、スポーツを通じた健康増進を重点的に推進し、運動・スポーツにより、健康寿命が平均寿命に限りなく近づくような社会の構築を目指すことが重要となっています。

1) スポーツ参画人口の現状

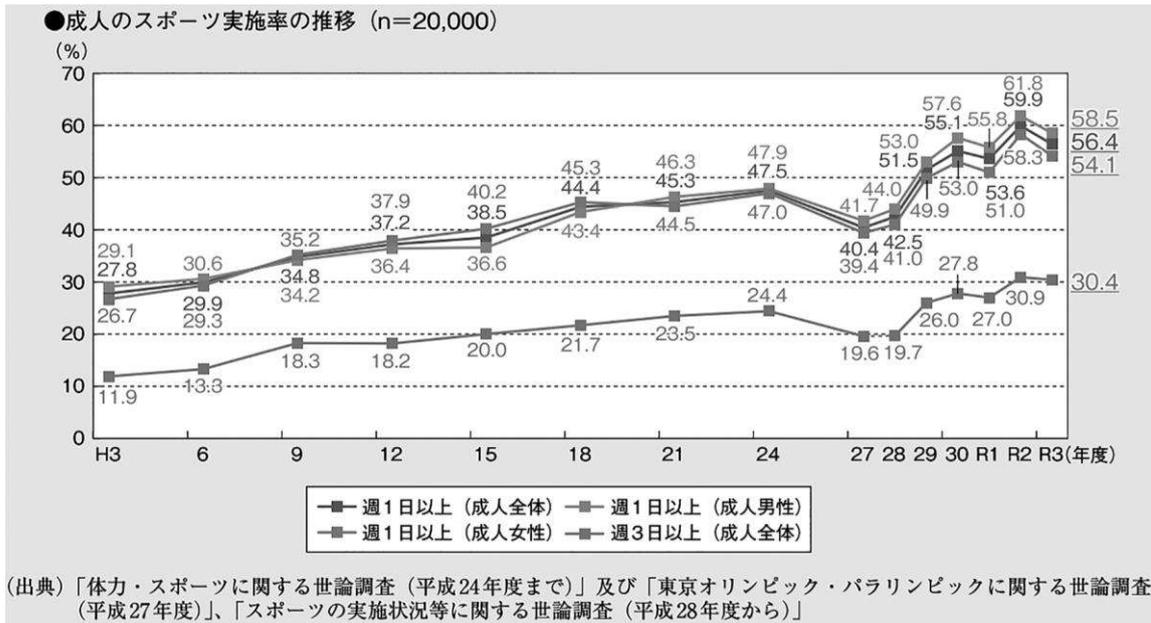
成人のスポーツへの参画状況について、第 3 期計画においては成人の週 1 回以上のスポーツ実施率を 70%程度、また、1 回 30 分以上の軽く汗をかく運動を週 2 回以上実施し、1 年以上継続している運動習慣者の割合の増加を目指しています。

令和 3 年度の調査では、成人の週 1 回以上のスポーツ実施率は 56.4%（男性が 58.5%、女性 54.1%）となっています。全ての年代層で前年度を下回っており、特に 20 代から 50 代の働く世代で実施が低くなっています。

スポーツをする理由としては、「健康のため」が 76.2%と最も多く、「体力増進・維持のため」、「運動不足を感じるから」が続いています。逆に週に 1 回以上実施できない・直近 1 年に運動をしなかった理由としては、「仕事や家事が忙しいから」、「面倒くさいから」、「年をとったから」などが多く、「この 1 年間に 1 回もスポーツを実施しなかった」かつ「今後もするつもりがない」と回答した人が 13.9%となっています。スポーツ庁は、これらの現状を踏まえながら、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行うことによって、スポーツ実施率の向上を目指しています。

*1 スポーツ・レガシー:レガシーとは社会遺産のことで、東京 2020 大会を通じて整備・構築されるインフラや技術、サービスをオリンピック・パラリンピックのためだけに活用するのではなく、その後も社会の資産として活用することを狙いとしたもの。

■成人スポーツ実施率の推移



出典:「文部科学白書 令和3年度」(文部科学省)

2) スポーツ実施率向上のための施策

①ライフステージ等に応じた施策

スポーツ庁は、スポーツ実施率調査の現状を踏まえながら、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行うことによって、スポーツ実施率の向上を目指しています。

平成30年9月には「スポーツ実施率向上のための行動計画」を策定し、国民全体を対象とした取組に加え、子ども・若者、ビジネスパーソン、高齢者、女性、障がい者といったターゲット毎の取組を挙げています。これらの取組等を通じ、一人でも多くの方がスポーツに親しむ社会の実現を目的としており、生活の中に自然とスポーツが取り込まれている「Sport in Life (スポーツ・イン・ライフ)」(生活の中にスポーツを)という姿を目指しています。

■スポーツ実施率向上のための行動計画 ターゲット毎の取組

<p>【子ども・若者】</p> <p>①運動遊びを通じて、楽しみながら自然と身体活動が行える取組を推進する。</p> <p>②親子で参加できるイベントの実施等に取り組む。</p> <p>③総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の更なる活性化を図る。</p> <p>④日本版 NCAA の創設による大学スポーツの振興を通じて、スポーツを「する」人口の増加を図る。</p>	<p>【ビジネスパーソン】</p> <p>①気軽に取り組むことができるウォーキングや階段昇降等のスポーツの実施を促進する。</p> <p>②「FUN+WALK PROJECT」の更なる推進を図る。</p> <p>③「スポーツエールカンパニー」認定制度を推進する。</p> <p>④働き方改革や「プレミアムフライデー」といった取組とも連携して、従業員がスポーツに取り組みやすい環境を作る。</p>
<p>【高齢者】</p> <p>①無理なく実施できるスポーツ・レクリエーションプログラムの活用・普及を図る。</p> <p>②普段、高齢者と接する機会が多い、かかりつけ医や保健師等との連携を図り、スポーツへの誘引を図る。</p> <p>③地方自治体における「地方スポーツ推進計画」の策定や関係部署間の連携、まちづくり計画との連携を促す。</p>	<p>【女性】</p> <p>①スポーツ実施の促進のため、スポーツをしない要因を考慮したアプローチを進める。</p> <p>②無理なく体を動かせるプログラム開発や気軽にスポーツを実施できる環境整備を支援。</p> <p>③食べない・運動しないことによる痩せすぎ等も懸念されており、スポーツをすることの効果を打ち出しつつ、「女性のスポーツ促進キャンペーン (仮称)」を実施する。</p>
<p>【障がい者】</p> <p>①自分と同じ障がいを持つ人がスポーツを始めたきっかけなど、参考となるロールモデルを提示する。</p> <p>②散歩、ウォーキングなど、気軽なものもスポーツであるとの意識の浸透を図る。</p> <p>③「Special プロジェクト2020」の取組を推進する。</p> <p>④障がい者以外に対しても障がい者スポーツ種目の体験・理解の促進を図る。</p>	

②スポーツを実施するための環境整備

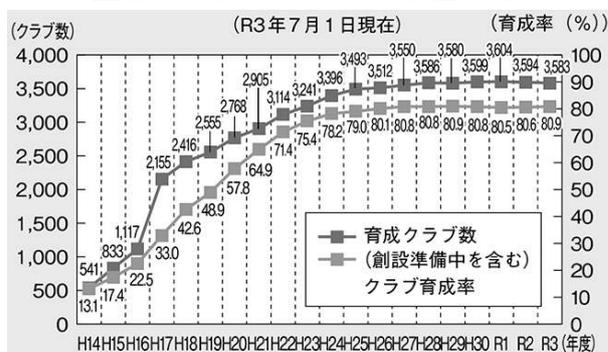
総合型地域スポーツクラブ*1（以下、「総合型クラブ」）は、生涯スポーツ社会の実現に寄与するほか、地域の子どものスポーツ活動の場の提供、家族間のふれあい、世代間交流による青少年の健全育成、地域住民の健康維持・増進など、多様な効果が期待されています。

令和3年度では、全国の総合型クラブの育成数（創設準備中を含む）は、3,583 クラブとなっており、クラブ育成率（全市区町村数に対する総合型クラブが育成されている市区町村数の割合）は80.9%と、全国各地域でスポーツを実施する環境の整備が進んでいます。

令和元年8月にスポーツ庁長官決定された「スポーツ実施率向上のための中長期的な施策」では、総合型クラブの質的充実を図ることとしており、令和4年度から質的向上を図るための総合型クラブの登録・認証制度の運用開始、当該制度を通じた総合型クラブの支援を担う都道府県体育・スポーツ協会（中間支援組織）の整備や、広報活動の推進などに取り組むこととしています。

また、地域のスポーツ推進活動を担うスポーツ推進委員との連携の活用促進についても課題となっており、総合型クラブなどの関係団体との連携の強化を図ることとしています。

■総合型地域スポーツクラブの設置状況



出典:「文部科学白書 令和3年度」(文部科学省)

(3) 子どものスポーツ機会の充実

1) 子どもの体力・運動能力の現状

文部科学省では、昭和39年以来「体力・運動能力調査」を実施していますが、国民の体位の変化やスポーツ医・科学の進歩、高齢化の進展等の現状を踏まえ、平成10年度より「新体力テスト*2」が導入されました。

「令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、令和3年度は令和元年度に比べ、体力テストの合計点が小・中学生の男女ともに低下しています。主な要因としては、令和元年度から指摘された①運動時間の減少、②学習以外のスクリーンタイム*3の増加、③肥満である児童生徒の増加について、新型コロナウイルス感染症の影響によって更に拍車がかかったと考えられます。

2) 学校における体育・運動部活動の充実

①学習指導要領の趣旨を踏まえた学校体育の充実

現行の学習指導要領に基づく学校体育の取組の中、運動やスポーツが好きな児童生徒の割合の高まり、健康の大切さへの認識や健康・安全に関する基礎的な内容が身に付いていることなどが見られます。他方で、運動する子どもとしない子どもの二極化傾向が見られること、社会の変化に伴う新たな健康課題に対応した教育が必要などの指摘があります。

これらを踏まえ、平成29年に改訂した小学校及び中学校学習指導要領、30年に改訂した高等学校学習指導要領では、現行と同様に、小学校から高等学校までを見通した指導内容の系統化や明確化を図りつつ、さらに、体育については、スポーツとの多様な関わり方を楽しむことができるようにする

*1 総合型地域スポーツクラブ:地域の人々に年齢、興味・関心、技術・技能レベル等に応じた様々なスポーツ機会を提供する、多職種、多世代、多志向のスポーツクラブ。市内には小美玉スポーツクラブが設立。(令和3年度現在)

*2 新体力テスト:国民の体力・運動能力の現状を明らかにするとともに、結果を体育・スポーツ活動の指導と行政上の基礎資料として活用することを目的に、毎年実施している調査。

*3 スクリーンタイム:平日1日当たりのテレビ、スマートフォン、ゲーム機等による映像の視聴時間。

観点から、運動に対する興味や関心を高め、技能の指導に偏ることなく、「する、みる、ささえる」に「知る」を加え、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」といった三つの資質・能力をバランスよく育むことができるように学習の過程を工夫し、充実を図ることとしています。

■体育・保健体育 指導内容の体系化

- ◆ 体育科・保健体育科では、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成
- ◆ 小学校から高等学校までの12年間の系統性、発達の段階を踏まえて、4年ごとのまとまりで指導内容を体系化
- ◆ 小学校から高等学校まで、体育科・保健体育科の授業を1週間で3時間程度実施

		各種の運動の基礎を培う時期				多くの領域の学習を経験する時期				卒業後も運動やスポーツに多様な形で関わるができるようにする時期			
		小学校				中学校				高等学校			
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生	入学年次	次の年次	それ以降
運動領域等	体づくりの運動遊び	体づくり運動		体づくり運動		体づくり運動		体づくり運動		体づくり運動		体づくり運動	
	器械・器具を使った運動遊び	器械運動		器械運動		器械運動		器械運動		器械運動		器械運動	
	走・跳の運動遊び	走・跳の運動		陸上運動		陸上競技		陸上競技		陸上競技		陸上競技	
	水遊び	水泳運動		水泳運動		水泳		水泳		水泳		水泳	
	表現リズム遊び	表現運動		表現運動		ダンス		ダンス		ダンス		ダンス	
	ゲーム	ゲーム		ボール運動		球技		球技		球技		球技	
						武道		武道		武道		武道	
保健領域等		保健				保健				保健			
年間授業時数等		102時間	105時間	105時間	105時間	90時間	90時間	105時間	105時間	105時間	体育3年間で7～8単位 保健1単位 保健1単位		
		[必修]		[選択]									

出典:「文部科学白書 令和3年度」(文部科学省)

②運動部活動改革に向けた取組

運動部活動は教科活動とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や多様な生徒が活躍できる場である一方で、過度な練習が生徒の心身のバランスの取れた発達を妨げていることや、部活動の指導時間が教師の長時間勤務に繋がっていることが課題となっています。

このためスポーツ庁では、平成30年3月策定の「運動部活動の在り方に関する総合 第2部文教・科学技術施策の動向と展開 文部科学白書 2020 的なガイドライン」において、①活動時間と休養日の基準に沿った適切な部活動の実施、②短時間で効果的な指導の推進、③学校単位で参加する大会の見直しのための取組を進めるとともに、教師に代わって指導や大会への生徒の引率を行う部活動指導員の配置を促進しています。

また、令和2年9月には「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を公表し、休日の部活動について、令和5年度から段階的に学校教育から切り離し、地域のスポーツ活動へ移行する方針を示しています。加えて、令和4年6月に取りまとめられた「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」では、令和5年度から令和7年度末までの3年間を改革集中期間と位置づけ、公立中学校等における運動部活動を対象に休日の運動部活動から段階的に地域移行するよう提言し、各都道府県で推進計画を策定し、それを元に各市町村が推進計画を規定するのが適当だとしています。

(4) スポーツを通じた女性の活躍促進

女性のスポーツ参画については、中学生女子の運動習慣の二極化や若年層で低いスポーツ実施率、スポーツ指導者やスポーツ団体の役員における女性の割合の低さ、競技スポーツにおける女性特有の課題への対応など、様々な検討すべき課題があります。

政府は、あらゆる分野における女性の参画拡大を重要な課題としており、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」(令和2年12月25日閣議決定)においても、スポーツ分野における男女共同参画の推進が位置付けられています。

第3期計画においても、施策目標として、「女性のニーズや健康課題の解決が見込まれるスポーツについて普及啓発を行うとともに、環境整備を促進し、女性のスポーツ実施率の向上を目指す」など女性のスポーツにおいて複数の目標が掲げられています。

(5) 障がい者スポーツの振興

1) 障がい者スポーツの環境の整備

「スポーツ基本法」には、「障害のある人の自主的かつ積極的なスポーツを推進すると」の理念が掲げられており、近年、障がい者スポーツにおける競技性の向上は目覚ましく、東京2020大会での活躍も記憶に新しい状況です。福祉の観点に加え、スポーツ振興の観点からも一層推進していく必要性が高まっています。令和3年度のスポーツ庁委託調査によると、障害のある人(成人)の週1回以上のスポーツ実施率は31.0%(成人全般の週1回以上のスポーツ実施率は56.4%)にとどまっており、障害者スポーツの一層の普及促進に取り組む必要があります。

スポーツ庁の取組としては、平成30年度から地域における障害者スポーツの振興体制の強化等を実施しています。さらに、令和元年度からは、障がい者スポーツをやりたい方へ障がい者スポーツ用具のレンタル等を実施するとともに、スポーツ用具の保守・調整や使い方の指導を行える人材等を備えた拠点(障害者スポーツの普及拠点)を整備することを目指した取組を実施しています。

また、東京2020大会を契機とした、「Special プロジェクト2020」を実施し、全国の特別支援学校で地域を巻き込んだスポーツ・文化・教育の祭典を実施するとともに、特別支援学校を地域の障害者スポーツの拠点としていくことを目指す取組を行いました。

さらに、東京2020大会の開催をきっかけに、ボッチャやシッティングバレーボールなど、障害の有無にかかわらず共にスポーツを楽しむ例が増えてきており、今後も共生社会の実現に向けた取組が一層加速していくことが期待されます。

2) 「全国障害者スポーツ大会」の開催

平成13年度から、それまで別々に開催されていた身体に障害のある人と知的障害のある人の全国スポーツ大会が統合され、「全国障害者スポーツ大会」として開催されています。

本大会は、障害のある選手が、競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加の推進に寄与することを目的として、国民体育大会の直後に当該開催都道府県で行われています。

なお、令和元年度は「いきいき茨城ゆめ国体」の開催予定でしたが台風による中止となり、令和2年度からは新型コロナウイルス感染拡大により開催の中止や延期が続いている状況です。令和4年度第22回栃木大会からはボッチャが新競技として追加されます。

(6) スポーツの成長産業化（DXの推進）

スポーツは産業としての一面も持ち、スポーツで「稼ぐ」ことで、スポーツ産業活性化に繋がり、その収益でスポーツ環境の改善、ひいてはスポーツ参画人口の拡大にもつながります。

スポーツ庁ではスポーツ界が有する多様な資源と他産業や学術機関等が有する資源を活用し、新たな財・サービスの創出を促進する「スポーツオープンイノベーションプラットフォーム（S0IP）」の構築を推進しています。令和3年度には、中央競技団体の抱える課題の解決、新たなビジネスの創出を目指すプログラム、スポーツを活用した地域や社会の課題解決に資する先進的な取組の表彰コンテスト、会議等の開催を行いました。そのような中、新たに地域版 S0IP を開始し、初年度は北海道・関西・中国・沖縄4地域を対象として、各地域のスポーツ団体と企業等との共創による新たなビジネスモデル創出を支援しました。

また、我が国におけるスポーツ関連データを活用したビジネスの現状を踏まえ、データ活用における権利の在り方等について検討を行ってきました。今後も、関係団体等との連携強化を図るとともに、地域におけるイノベーションの加速、DXの推進に必要な支援を実施していきます。

(7) スポーツを通じた地域活性化の取組

1) 地域のスポーツ施設の整備・運営

地域活性化をはじめとして、被災地の復興支援、障がい者スポーツの振興、国際貢献等スポーツの有する力は様々な面にわたりますが、その際にスポーツ施設の果たす役割は重要です。

国においては、平成29年度に、地方公共団体が安全なスポーツ施設を持続的に提供し、国民が身近にスポーツに親しむことができる環境を整備できるよう考え方を整理した「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」を策定しました。また、国内のスポーツ施設の約6割を占める学校体育施設を地域住民の最も身近なスポーツの場として一層活用するため、「学校体育施設の有効活用に関する手引き」を令和2年3月に策定しました。

これまで行ってきたスポーツ施設の整備に対する支援を進めるとともに、地方公共団体や民間事業者、関係団体等と連携し、地域活性化・経済活性化に貢献するスポーツ施設の整備・運営を推進することとしています。

2) スポーツツーリズム振興に向けた取組

スポーツ庁は、地方公共団体、スポーツ団体、企業（観光産業、スポーツ産業）等が一体となり、スポーツによるまちづくり・地域活性化を推進する組織である「地域スポーツコミッション」の設立及びモデル的な活動に対する支援を行っています。

具体的な活動としては、スポーツへの参加や観戦を目的とした地域への訪問や、地域資源とスポーツを掛け合わせた観光を楽しむスポーツツーリズムの推進、スポーツイベントの開催、大会や合宿・キャンプの誘致等があり、令和3年度は、コロナ禍における活動再開のための支援を含めた取組を支援しました。スポーツ庁では地域スポーツコミッションの設置数を3年度までに170とすることを目標に掲げており、令和3年10月現在177設立されています。

また、スポーツ庁では、平成30年3月に取りまとめたスポーツツーリズム需要拡大戦略等に基づき、「アウトドアスポーツ」や「武道」を活用した新たなツーリズムを推進しています。令和3年度は、スノースポーツ、サイクリング、武道、アーバンスポーツ、アウトドア、デジタル技術の活用、スポーツワーケーション及びその他を活用したコンテンツ造成を図る取組を支援するとともに、欧米中をターゲットとし、造成したコンテンツと連携したデジタルプロモーションを実施しました。また、文化庁及び観光庁と連携し、「スポーツ文化ツーリズムアワード」を実施し取組を表彰しています。

(8) スポーツを通じた国際交流・協力

「スポーツ基本法」前文には、「スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである」と記載されています。スポーツ庁は、「Sport for Tomorrow」事業などを中心に様々な施策を通じて、スポーツによる国際交流・協力に取り組んでいます。

平成30年9月には、スポーツの国際交流・協力に関して、関係機関と連携して、戦略的かつ具体的な施策の展開を促進するための「スポーツ国際戦略」を策定しました。

「スポーツ国際戦略」では、日本の国際的地位の向上、国際競技大会等の招致・開催、スポーツを通じた国際交流・協力等の我が国のスポーツの国際展開を戦略的に推進し、その効果を最大限に高めるために、国際スポーツ界において活躍できる人材への支援・育成、国内関係者による戦略会議の開催、国際会議への参画等、今後を見据えた強固な基盤を構築することが重要としています。



▲運動部活動の様子（サッカー）



▲夢の教室（オンライン実施）

2 小美玉市のスポーツの現状と取組課題の整理

小美玉市のスポーツの現状を、現況調査やヒアリング、アンケート調査から抽出、整理し、今後、市が取り組むべき課題を以下にまとめました。

今後取り組むべき課題一覧	
1 子どもを取り巻く運動・スポーツにおける課題	展開方向1 子どもの体力向上に向けた具体的な取組 展開方向2 子どもを取り巻くスポーツ環境の充実
2 市民を取り巻く運動・スポーツの課題	展開方向1 誰もが健康づくり、スポーツ活動に取り組める環境 展開方向2 働く世代・若者へのアプローチ 展開方向3 情報提供・PRの強化、市民がやりたいと思える取組
3 高齢化に対応した健康づくり・体力づくりに係る課題	展開方向1 高齢化に対応した健康づくり・体力づくりの取組
4 障がい者スポーツをめぐる課題	展開方向1 誰もがスポーツを楽しめる・参加できる環境整備
5 地域におけるスポーツ活動の課題	展開方向1 地域スポーツクラブを核とするスポーツ環境の充実 展開方向2 体育協会・スポーツ少年団などの支援 展開方向3 スポーツに携わる人材、ボランティアの育成 展開方向4 特色あるスポーツ活動の創出
6 スポーツ施設の整備や利用状況等に関する課題	展開方向1 市民が安心して快適に利用できる施設づくり 展開方向2 総合的スポーツ施設の整備 展開方向3 市民が利用しやすいシステム 展開方向4 バリアフリー化の促進

課題1 子どもを取り巻く運動・スポーツにおける課題

【現況】

- ・ 少子化や社会情勢の変化により子どもの運動・スポーツ活動に弊害が出てきている。
（共働き世帯の増加や核家族化、身近な場所で安全に運動できる場・機会が減少、身近な地域で団体スポーツができないことがある、競技種目が限定される）
- ・ ライフスタイル、生活習慣の変化により運動不足の子どもが多い傾向にある。
（価値観・選択肢の多様化、家庭の教育力の低下、ゲームやスマートフォンなどICT^{*1}環境の変化、新型コロナウイルス感染拡大の影響）
- ・ 青少年のスポーツ活動を支える地域、組織、家庭などの連携が難しくなっている。
（スポーツ少年団・スポーツクラブなどへの移動・送迎の問題、指導者の高齢化など）
- ・ 幼児期における運動の有無が、学童期の運動能力に影響する。
- ・ 全国的に運動部活動の地域移行化が推進されている。

*1 ICT:インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー。情報の伝達・共有に焦点をあてた、人と人のコミュニケーションのための情報伝達技術。

現況調査・アンケート調査・ヒアリング調査結果から

- ・令和元年実施の体カテストでは、ほとんどの学年で茨城県平均よりスコアが高い（茨城県は全国平均と比較してスコアが高い）。（実績）
- ・「太りすぎ」より「やせすぎ」の割合が高い。「やせすぎ」は「やせぎみ」を合わせて41.0%。（H28 アンケ）
- ・運動不足と感じている児童生徒は47.1%と半数近くに達している。（R3 アンケ）
- ・現在行っているスポーツ上位は「水泳」「ランニング・マラソン」、やりたいスポーツ上位は「テニス」「スケート」。（H28 アンケ）
- ・スポーツをしない理由は「やりたいと思うスポーツがない」「疲れる」「うまくできない」（R3 アンケ）
- ・スポーツ少年団団員数は少子化、社会環境の影響で減少。878人（H21）→437人（R3）（実績）
- ・スポーツ少年団指導者数は積極的な取組により増加傾向にあったが、近年では高齢化等により減少傾向。92人（H21）→158人（H28）→89人（R3）（実績）
- ・新型コロナにより、集まってスポーツを行う活動が止まってしまった。（R3 ヒア）



【取組課題】

展開方向1 子どもの体力向上に向けた具体的な取組が求められています

- ・幼児期から継続的な体力の向上、運動・スポーツ活動を促進することが必要。
- ・学校における運動・スポーツ活動をより充実させていくことが必要。
- ・スポーツに対する苦手意識をつくらない、スポーツが嫌いな子どもをつくらない取組が必要。
- ・子どもが主体的に取り組みたくなるきっかけづくり、多様なスポーツに触れる機会の拡大が必要。（夢先生による授業など、質の高い体験活動の提供が効果的）
- ・子どもの埋もれた才能を発掘するための取組が重要。（プレ・すぽ～つ、アド・すぽ～つ教室など）
- ・運動の習慣化や楽しくスポーツに取り組むことによる豊かな心づくり、強靱な体づくりが必要。

展開方向2 子どもを取り巻くスポーツ環境の充実が求められています

- ・どこでも気軽に様々な運動やイベントを体験できる環境の整備・充実が必要。（総合型地域スポーツクラブの充実、スポーツ施設などへの送迎、校庭開放、団体等との連携、地域資源の活用など）
- ・スポーツ少年団など、地域におけるスポーツ活動への支援が必要。（これまで取り組んできた人的支援に加え、競技の種類の拡大など）
- ・コロナ禍においても、継続して活動に取り組める環境づくりが必要。（オンライン講座など）



課題2 市民を取り巻く運動・スポーツの課題

【現況】

- ・運動・スポーツが好きな人、やりたい人が、気軽に活動できる環境が十分ではない。また、運動・スポーツがしたいが、場所が遠い、交通手段がない。
(忙しい、きっかけがつかめない、交通弱者に対応したスポーツ環境が整っていない、身近に運動できる場所がない地域がある)
- ・自分がやりたい、自分に合ったスポーツのメニューが見つけれられない。
- ・ライフステージ*1 や年齢などの違いによる様々なニーズへの対応が十分でない。
(特定のスポーツができる環境にない、日にちが合わない)
- ・小美玉市のイベントや教室などの情報が市民に伝わっていない。

現況調査・アンケート調査・ヒアリング調査結果から

- ・週1回スポーツを行う人は、全国調査 56.4% (R3) に比べ、市 35.7% (H28) で全国平均を下回る。特に女性や若い世代の実施率が低い。(H28 アンケ) 前調査 (H21) の 36.0% からほぼ横ばい。
- ・週1日スポーツをやりたい市民は 67.3% (H28) で 31.6 ポイントのかい離。(H28 アンケ)
- ・市主催のスポーツ大会の利用度 13.5%、認知度 61.7%。(H28 アンケ)
- ・市主催のスポーツ教室の利用度 7.7%、認知度 52.0%。(H28 アンケ)
- ・小美玉スポーツニュースの利用度 3.2%、認知度 32.1% LINE 利用度 3.2%、認知度 20.9%。(H28 アンケ)



【取組課題】

展開方向1 誰もが健康づくり、スポーツ活動に取り組める環境が求められています

- ・自宅からでも運動・スポーツに取り組める環境の整備(オンライン講座など)が必要。
- ・身近な地域のなかに運動・スポーツができる場所の整備が必要。
- ・時間がない、やりたいメニューがないなど、多様なニーズへの対応が必要。
- ・スポーツ好きな人を増やし、スポーツに取り組みたい人の増加を目指すことが必要。

展開方向2 働く世代・若者へのアプローチが求められています

- ・運動・スポーツを実施する機会から遠ざかっている若者世代、働き世代・子育て世代や、女性に訴求したイベント、施策の展開が必要。(例:大人のプレ・すぼ〜つ、婚活イベントや街コン、その他多様な分野との連携、職場で気軽にできる運動・スポーツの提案、運動する機会がなくなった、またはやっていなかった若者を対象としたイベント、自宅から気軽に参加できる講座など)

展開方向3 情報提供・PRの強化、市民がやりたいと思える取組が求められています

- ・LINE*2や小美玉スポーツニュースなど、市独自の情報媒体が広く市民に浸透するような働きかけが必要。
- ・はじめのきっかけづくり、参加したくなるしかけづくり、スポーツを好きな人・やっている人がもっとやりたくなる、継続できるしくみづくり等が必要。(例:ポイント制度、表彰制度、ステップアップなど)
- ・小美玉市のスポーツ施策のPRを強化し、周知・提供をすることが必要。

*1 ライフステージ:入学、卒業、就職、結婚、子どもの誕生、子どもの独立、退職など人生の節目ごとに段階に分けること。

*2 LINE:ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)の一つ。携帯電話やパソコンでインターネットを介した電話や、テキストチャット(文字で行う会話)などが使える機能を有するアプリケーション。

課題3 高齢化に対応した健康づくり・体力づくりに係る課題

【現況】

- ・健康寿命の延伸に運動・スポーツは有用である。
- ・高齢化の進展に伴い、要介護・要支援の高齢者が増加している。
- ・年齢を重ねるにつれ、疾病が重層化し、身体機能や体力が低下する傾向にある。
- ・高齢化に伴い、交通手段が限定されることなどで長距離の移動が困難となるため、地域によっては健康づくりの場が不足している。

現況調査・アンケート調査・ヒアリング調査結果から

- ・自分の健康状態に不安がある高齢者は60代で44.2%、70代以上で58.1%。(H28 アンケ)
- ・70代以上の高齢者は観るスポーツが好き80.7% (全体では68.5%)。(H28 アンケ)
- ・60代の高齢者のスポーツをしない理由は「年をとった」25.5%、「運動が好きでない」17.0%、「身近に適切な施設がない」8.5%。70代以上の高齢者のスポーツをしない理由は、「年をとった」56.3%、「運動が好きでない」12.5%。年齢に伴い運動に対する意欲も減退傾向。(H28 アンケ)
- ・元気な高齢者はスポーツ教室(ヨガやバレエなど)に車で通い参加している。(H28 ヒア)
- ・小美玉スポレクデーは幅広い年齢層が参加し、世代間交流が可能。参加を促進したい。(H28 ヒア)
- ・各地区コミュニティで世代間交流球技大会が開催されている。(吹き矢やドッジボール、輪投げ、グラウンド・ゴルフなど)(R3ヒア)



【取組課題】

展開方向1 高齢化に対応した健康づくり・体力づくりの取組が求められています

- ・自宅からでも運動・スポーツに取り組める環境の整備(オンライン講座など)が必要。
- ・身近な地域のなかに運動・スポーツができる場所の整備が必要。(再掲)
- ・要介護状態(介護福祉部門)にならないための健康づくり・体力づくりについて福祉との連携が必要。
- ・健康づくりに寄与するために、地域における交流活動などへの参加促進が必要。
- ・小美玉スポレクデーなどの交流型スポーツイベントへの積極的な参加促進が効果的。



▲小美玉スポレクデー

課題4 障がい者スポーツをめぐる課題

【現況】

- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、全国的に障がい者スポーツへの意識醸成と機運の高まりがある。(R3国の調査では、過去1年間に運動・スポーツを実施した障がい者の割合 60.8%)
- ・障がい者が利用できる生涯スポーツのメニューが少ない。
- ・障がい者を対象としたスポーツにおいて福祉・保健部門との連携が少ない。
- ・障がい者スポーツに対する認知度・理解度が低い。
- ・スポーツ施設や身近な公園などの運動施設がバリアフリー化されていない。

現況調査・アンケート調査・ヒアリング調査結果から

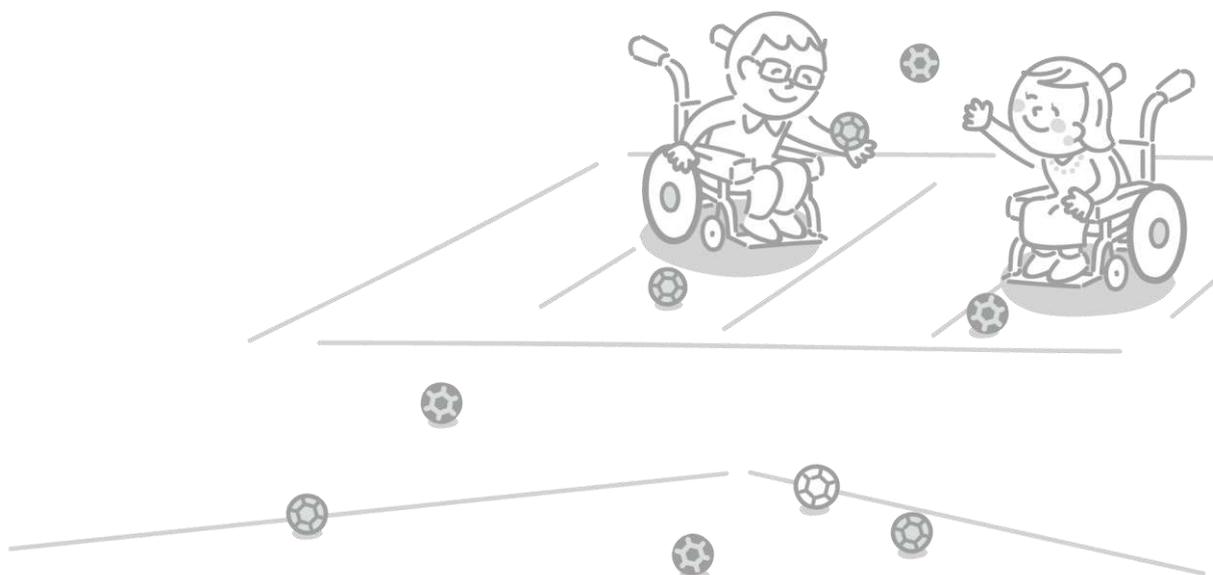
- ・障がいがある人もない人も誰もが参加・交流できるスポーツイベント
0回/年(H21) → 2回/年(H28) → 新型コロナにより中止(R3)(実績)
- ・市民アンケート調査の充実度・必要性では、「障がい者スポーツ環境の充実」「障がい者スポーツの普及促進」が、特に改善が必要な項目となっている。(R3アンケ)



【取組課題】

展開方向1 誰もがスポーツを楽しめる・参加できる環境整備が求められています

- ・スポーツ施設や身近な公園など、運動施設、公共交通のバリアフリー化が求められている。(進入路、トイレ、段差解消、スロープなど)
- ・誰ひとり取り残すことなく、市民が参加できるスポーツ活動の促進。(誰でも参加できるスポーツプログラムの実施など)
- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした障がい者スポーツへの理解促進。(パラ競技について体験できる機会の提供など)
- ・各部門や団体が連携し、障がい者スポーツに対する理解啓発を深めるための取組を充実させることが必要。(イベントや教室、講座などでの啓発事業や交流機会の拡大)



課題5 地域におけるスポーツ活動の課題

【現況】

- ・総合型地域スポーツクラブ（小美玉スポーツクラブ）発足後、市民のスポーツ環境は向上し、スポーツメニューも豊富になっているが、認知度や利用度は高いとは言えない状況。
- ・高齢化による会員の減少や組織活動の形骸化により、スポーツ団体活動の活力が低下している。
- ・スポーツ少年団については、少子化の影響で会員数が減少。共働き家庭が多く、スポーツ活動を支える保護者が減っている。活動にかかる移手段・送迎等の問題が深刻化している。
- ・スポーツに関わる指導者、スポーツ推進委員*1などの活動によって地域スポーツは支えられている。
- ・スポーツ団体やスポーツ少年団の指導者の高齢化、指導者不足。（負担も大きい）
- ・市民が「観るスポーツ」を実施できていない、スタンドやアリーナのある施設がない。
- ・市の自然など地域性を生かした地域スポーツが活性化していない。

現況調査・アンケート調査・ヒアリング調査結果から

- ・総合型地域スポーツクラブ開設数 0か所（H21）→1か所（H28）→1か所（R3）（実績）
- ・小美玉スポーツクラブを利用したことがある割合は5.1%、知らないは57.7%。（H28 アンケ）
- ・「スポーツ指導者の資質向上・人材確保」は充実度が低く、重要性が高い。（R3 アンケ）
- ・スポーツ協会の会員数は減少傾向。3,761人（H21）→2,863人（R3）（実績）。
- ・各スポーツ団体同士で情報交換ができる場が求められる。（R3 ヒア）
- ・各団体の活動状況等を広報等でPRし、会員を募集していくことが大切である。（R3 ヒア）
- ・小美玉フットボールアカデミーは市独自の取組として、実施している。

【取組課題】

展開方向1 地域スポーツクラブを核とするスポーツ環境の充実が求められています

- ・クラブの認知度を上げること、利用促進を図ることが必要。
- ・クラブの充実、新たなクラブの開設に努め、地域で気軽に取り組める環境づくりを進めることが必要。

展開方向2 スポーツ協会・スポーツ少年団などの支援が求められています

- ・スポーツ団体の活動を維持継続していくための具体的な取組推進、また、色々な団体同士が情報共有できる場の構築が必要。
- ・スポーツ協会・スポーツ少年団などの支援の充実、会員数の維持継続のための支援やPRが重要。

展開方向3 スポーツに携わる人材、ボランティアの育成が求められています

- ・スポーツ指導者の質の向上、指導者の高齢化や人材不足への対応が急務。
- ・スポーツ経験者の発掘、スポーツに関わるボランティアの育成が必要。

展開方向4 特色あるスポーツ活動が求められています

- ・トップアスリート*2の支援(市内で活躍するスポーツ選手に対する支援の充実)が求められる。
- ・地域と連携、地域特性を生かしたスポーツ活動や、デジタル技術を活用するスポーツ活動を推進するなど、特色ある新たなスポーツを創出していくことが必要。（ナショナルサイクルルートの活用など）
- ・市内のスポーツ資源を活用し、可能なスポーツ大会、イベントやスポーツ合宿などの誘致を推進し、様々なスポーツ交流を促進することが必要。

*1 スポーツ推進委員：「スポーツ基本法」第32条に基づき、市町村教育委員会が委嘱する委員。任期は2年。スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う。

*2 トップアスリート：世界選手権大会等において好成績を収めているアスリートや、中央競技団体の強化選手など。

課題 6 スポーツ施設の整備や利用状況等に関する課題

【現況】

- ・施設の老朽化等により、整備に課題のある施設がある。(使いたいと思える施設かどうか)
- ・施設の利用度・認知度が低い傾向にある。(住んでいるエリア外の施設の利用は少ない)
(施設を利用したことがない、知らない、市の施設に行ったことがない市民が非常に多い)
- ・高度な競技会、イベントが開催できる運動施設がない、各団体が大会を開く施設がない、誘致活動ができないなど、施設レベルについての課題がある。
- ・利便性や公平性等が課題となっていた予約手法の改善に向けて、インターネットから予約できるシステムの導入を実施。(R2)
- ・スポーツ施設や身近な公園などの運動施設がバリアフリー化されていない。(再掲)

現況調査・アンケート調査・ヒアリング調査結果から

- ・主要施設等における利用者数 17.9万人(H28)→15.1万人(R3)利用者数は減少傾向。また、R2とR3は新型コロナの影響を大きく受けて、利用が減少。(実績)
- ・施設に拘らず、屋外の環境をスポーツ活動が行える場として変えていくことが大切。(R3ヒア)
- ・スポーツ施設の機能面の充実度 14.0%(H21)→20.8%(H28)満足度は増加傾向。(H28 アンケ)
- ・スポーツ施設については充実度、重要性ともに最も高い結果。(R3 アンケ)
- ・高度な競技会、イベントが実施できる運動施設がない。各団体が大会を開催できない。(H28 ヒア)
- ・災害時に拠点としても利用可能な核拠点となるスポーツ施設の整備等が求められる。(R3ヒア)
- ・市民アンケート調査の充実度・必要性では、「障がい者スポーツ環境の充実」「障がい者スポーツの普及促進」が、特に改善が必要な項目となっている。(R3 アンケ) (再掲)



【取組課題】

展開方向1 市民が安心して快適に利用できる施設づくりが求められています

- ・市民が安心して施設を利用できるよう、適正な維持管理などの安全確保が必要。
- ・市民が快適(アメニティ)に利用できる施設が必要。(舗装、駐車場の整備、水はけなど)
- ・地域資源の利用や屋外空きスペースなど施設以外でも活動できる場を提供していくことが求められる。

展開方向2 総合的スポーツ施設の整備が求められています

- ・県大会、全国大会などの開催が可能な総合的なスポーツ施設の整備が必要。
- ・市民が一同に会することができるスポーツ施設の整備が必要。(防災拠点として一体の利用など)

展開方向3 市民が利用しやすいシステムが求められています

- ・誰もが利用しやすい柔軟な利用システムの管理・充実を図っていくことが必要。

展開方向4 バリアフリー化の促進が求められています

- ・スポーツ施設や身近な公園など、運動施設のバリアフリー化が求められている。
(進入路、トイレ、段差解消、スロープなど)(再掲)